

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月13日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院

院長 伊藤 美夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

A重油（JIS規格 1種2号） 132KL

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間

平成28年8月1日から平成28年11月30日

(4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院

(5) 入札方法

①入札金額については、1KLあたりの単価を記入すること。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（税抜金額）を記載した入札書を提出すること。

(6) その他

独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下、「契約事務取扱細則」という。）第35条の規定に基づき単価契約とする。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。（独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第5条及び第6条）

- ①当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人）
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）第32条第1項各号にあげられる者及びこれに準ずる者
 - ④次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。（これを代理人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）
 - ア 契約の履行にあたり、物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - カ 前各号に類する行為を行った者
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のうち「燃料類」で「A」「B」「C」又は「D」等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 購入される重油を経理責任者が指定する日時、場所に納入することができることを証明した者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (6) 契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3. 入札執行の場所及び契約事項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書（入札関係書類）の交付場所及び問い合わせ先
〒059-0598 北海道登別市登別温泉町133番地
独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院 経理課 契約係長
電話 0143-84-2165 内線217
- (2) 入札説明書の交付期限及び方法
平成28年7月27日（水） 17時00分
（1）の交付場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格審査申込書受領期限

平成28年7月28日(木) 17時00分

(4) 開札日時及び場所

平成28年7月29日(金) 14時00分

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院 会議室(3号棟5階)

4. その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した件名を履行できることを証明する書類(入札説明書3.(①~⑥)参照)を添付して、入札申込書を受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の決定方法

契約事務取扱細則34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。最低の価格者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、交渉権者順位を決定する。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

また、申し込みの価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは次の順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とみなすことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。